

關稅定率法中改正法律案特別委員會議事速記錄第一號

第五十九回
帝國議會院
貴族院

附託議案

關稅定率法中改正法律案

委員氏名

委員長 男爵東鄉 安君

副委員長 子爵綾小路 護君
侯爵西郷 從徳君

淺田 德則君

室田 義文君

西蜀 元君

橫山
章君

高廣 次平君

曜日) 午前十一

足利義定率

關稅定率法中

ノテ、御説明ヲ

人造綱及比木

二三九

百二十五圓ト云
ニ依テ定マッタ

ノデアリマスガ、其後大分狀況ガ變化シタ
來寃ニ顯著ナル發達ヲ遂ゲタノデアリマシ
テ、生産高ノ如キハ大正七年七万六千斤デ
アリマシタモノガ、昭和五年ニハ二千七百
六十万斤トナリ、現在ニ於キマシテハ、世
界有數ノ人絹生産國ト云フコトガ出來ルト
云フ狀態デアルノデアリマス、而シテ其生
產品ノ大半ハ、輸出人絹織物ノ原料ニ使用
セラレルノデアリマシテ、人絹製造業ノ發
達ハ其製品ノ輸出ニ負フ所ガ少クナイト云
ヘルノデアリマス、又人絹ノ輸入狀況ハ如
何デアルカト申シマスト、昭和五年ニハ約
六十四万斤ト云フコトニナッテ居リマス、併
シ是ハ織物ヲ製造シタ上、海外ニ輸出シテ、
關稅ノ拂戻ヲ受ケル目的デ輸入サレタモノ
ガ大部分デアルト認メラレルノデアリマス、
右ノ外人絹織物ノ製造ヲ目的トスル保稅工
場ニ入リマシタモノガ昭和五年ニ八十六万
斤アリマス、右ノ事情カラ綜合シマスト今
日内地ニ於テ需要サレル人絹ハ主トシテ輸
入人絹織物製造ノ爲ニ使用サレルモノニア
ルト云フコトガ出來ルノデアリマス、ソコ
デ其輸出人絹織物製造業ノコトデアリマス

ガ、此製造業ハ近來非常ニ發達シテ來タモ
ノデアリマシテ、昭和五年ニハ三千五百万
圓ト云フ巨額ナモノヲ輸出シタノデアリマ
ス、是ハ將來有望ナル産業ト認メラレルノ
デアリマスカラ、原料タル人絹ヲ有利ニ仕
入レルコトガ出來ルヤウニサセテ、之ヲ獎
勵スルヲ適當トスルヤウニ考ヘラレルノデ
アリマス、一方人絹ノ現行關稅率ハ前ニ申
上ゲマシタ如ク大正十五年ニ改正セラレタ
ノデアリマスガ、人絹ノ市價ガ斯業ノ發達
ト共ニ非常ニ下落シマシタ結果昭和五年ノ
輸入平均價格ニ對シテハ約八割五分ト云フ
高率ニ當テ居ルノデアリマス、尤モ保稅工
場ト云フ制度、デアリマス限リ輸出人絹織物
業者ハ之ヲ利用スレバ宜シト云フコトニ
モナリマスガ、ソコニドウシテモ保稅工場
ヲ利用スルコトノ出來ルモノト出來ナイモ
ノトガ生ジマシテ、其間ニ生產費ノ相違ヲ
來スト云フコトニナリ此輸出製造業全體ト
シテハ誠ニ面白カラヌ狀況ニナ、テ參リマ
スシ、又保稅工場ノ出願ニ對シ無制限ニ特
許イタシマスト内地人絹業ニ重大ナ影響ヲ
與フルコトニナリマスノデ、人絹ノ現行關
稅率ヲ適度ニ引下ゲテ調和ヲ圖ルコトガ宜

シクハナイカト考ヘラレルノデアリマス、勿論我國ニ於ケル人絹工業ニ對スル影響ヲモ考慮シナケレバナラナイノデアリマシテ、此際急激ニ關稅率ニ低減ヲ加ヘルコトハ差控ヘナケレバナラナイノデアリマス、ソレデ政府ニ於キマシテハ右ノ各種ノ事情ヲ考慮ニ入レマシタ上差當リ人絹ニ對スル關稅率ヲ每百斤七十五圓ニ引下ゲルコトニ致シタノデアリマス、次ニ木材ニ關シテ御説明申上ゲマス、今回ノ改正案ハ輸入稅表第百十二號己ノ四ニ當リマス、モミ屬、タウヒ屬、マツ屬、カラマツ屬ノ樹種、換言シマスルト、所謂沿海州材等ニ付キマシテハ昭和四年改正當時各種ノ事情カラ他ノ樹種ノ如ク稅率ヲ引上ゲルトカ又ハ新ニ課稅スルコトヲシナカタノデアリマス、所ガ稅率改正後ノ輸入狀況ヲ見マスルト、針葉樹材全體ニ付テハ約三割九分ノ減ト云フ大勢デアリマスガ、己ノ二ヒノキ屬ハ五十六万六千石カラ二十七万三千石ヘ六割六分、己ノ五其ノ他ニ當十九万二千石ヘ五割二分、己ノ三ネヅコ屬及ツガ屬ハ五百八十六万石カラ百九ル「ダグラスファー」等ハ六百十六万四千石

ヨリ四百一万八千石へ三割五分ノ減少ヲ示シテ居リマス、之等ハ何レモ前回稅率ノ引上又ハ新規課稅ヲ見タ種類ノモノデアリマス、之ニ反シテ已ノ四ノ所謂沿海州材等ハ百五十三万九千石ヨリ二百三十二万四千石へ實ニ五割一分ノ増加ヲ示シテ居ルノデアリマス、右等ノ狀況ヨリ見マスルニ、是ヲ沿海州材等ト他ノ木材トノ間ノ稅率ノ釣合ヲ得セシムル必要ガアリ尙ホ前回改正ノ際考慮サレマシタ事情モ今日ニ於テハ變化イタシテ居リマスルノデ、適當其稅率ヲ改正スル必要ガアル様ニ認メラレルノデアリマス、右ノ事情ニ依リマシテ、政府ハ輸入稅表第六百十二號已ノ四ニ屬スル木材等ノ關稅等ヲ引上ゲルコトニ致シマシタ、其程度ニ付キマシテハ、大體現行法中ノ己ノ三「ネヅコ」屬及「ツガ」屬ノモノト共内地材ニ及ボス影響ノ程度ガ略、類似シテ居リマスル關係上、丸太及割材ニ致シマシテ已ノ三ニ屬スル樹種ノ丸太割材ノ昭和五年輸入平均價格ニ對スル從價換算率ト同一ノ率ヲ配シ、板材、小角材等ノ製品ニ付テハ現在ノ己ノ四ニ於ケル丸太割材ト製材トノ開キヲ踏襲シマシテ、三分ノ間差ヲ附スルコトニ致シタ次第アルノデアリマス、尙ホ一言附ケ加ヘテ置キタイノハ、第五十六回帝國議會

ニ於ケル衆議院ノ附帶決議ノコトデアリマス、其趣旨ハ木材ニ關スル改正案ハ、細目ノ點ニ於テ均衡ヲ失スルモノガアルカラ政府ハ速ニ調査ヲ遂ゲ、是ガ改正案ヲ次ノ議會ニ提出スベシト云フノデアリマス、右ノ均衡ヲ失スルト云フコトデ、當時議論ニナリマシタノハ、現行稅率ガ「レッドシダー」ニ輕ク、「ヘムロック」ニ重イト云フ點デアリマスガ、稅率改正後ノ狀況トシマシテハ、「レッドシダー」ト「ヘムロック」トノ輸入減少割合ハ、大體同様デアルト云フ有様デアリマス、又丸太ト割材ニ對シ同一率ヲ盛ルノハ宜シクナイ、是ハ負擔ノ均衡ヲ失スルモノデアルト云フコトデアッタノデアリマスガ、此意見ニ付キマシテモ、「レッドシダー」ト「ヘムロック」トノ關係デ申上ゲマシタトト言ヒマスカ、其點ヲ多少懸念イタシマスカラ、御説明ヲ煩ハシタイト存ジマス。○西野元君 唯今政府委員ノ御説明ガゴザイマシタノデアリマスガ、人絹——ニ付キマシテ、内地ノ生產費其他ノ關係ヲ以チマンテ、今回ノ稅率ノ低減ガ必要デアルト云フト、今少シ數字のニ御説明願ヘレバ仕合セト思ヒマス、果シテ内地人絹ガ此程度ノ關稅デ以テ十分ニ外國品ト競爭シ得ルモノデアリマスカ、其點ヲ多少懸念イタシマス。

○委員長(男爵東郷安君) 諸君ニオ諮リ致バ却フテ結構デアリマス
○説明員(矢部規矩治君) 只今ノオ尋ねニ對シマシテオ答ヲ致シマス、人造絹ノ内地ノ生産原價ト云フモノガ、只今主ナル四ツノ

委員ノ御希望ニ依リマシテ兩方任意ニ願ヒマセウカ
○西野元君 唯今委員長ノオ話デゴザイマシタガ、問題ガ簡單デゴザイマスカラ、兩方各自隨意ニ質問イタシマシテハ如何デゴザイマセウカ

会社ヲ平均ヲ致シテ見マシタガ、ソレガ百封度ニ付テ百八圓ニナリマス、固定資本ノ償却、機械建物等ニ對スル償却ガ十八圓ニナリマス、ソレカラ資本ニ對スル利子ヲ年六分ト見マシテ、ソレガ十圓ニナリマス、合セテ百封度ニ付キマシテ百三十六圓ニナリマス、之ニ對シマシテ現在我國ニ入ッテ來マスル外國ノ人造絹ハ伊太利品ガ主ナモノデアリマシテ、伊太利品ノ價格ハ大體ニ於キマシテ百封度七十九圓位ガ普通ノ相場デ入ッテ來マス、所デ稀ニ又七十五圓ト云フヤウナ申出デモアルノデアリマシテ、此計算ニハ内地ノ車業ヲ最モ安全ニ保テ行クト云フ方針ノ下ニ、伊太利品ノ方ノ最低價格ヲ取りマシテ、即チ七十五圓ト云フノヲ取リマシテ、之ニ陸揚費ノ一圓、口錢ノ二圓五十錢、合セテ四圓五十錢ヲ加ヘマシテ、七十九圓五十錢ニナリマス、今ノ生產費ノリマシテ、之ニナリマスカラシテ、稅率ト致シマシテハ、之ヲ百斤ニ換算イタシマスルト云フコトニナリマス、之ヲ百斤ニ換算イタシマスルト云フコト七十四圓七十四錢ニナリマスカラシテ、稅率ト致シマシテハ之ヲ七十五圓ニ查定ヲ致シタノデゴザイマス、即チ現在ノ百二十五圓ニ對シマシテハ四割ノ輕減ニナリマシテ、七十五圓ト云フモノガ現行稅率ノ六割ニ相當イタシテ居ル

ノデゴザイマス、斯様ニ伊太利ノ絲ノ最モ
低イ所ヲ取リマシタカラシテ、内地ノ人絹

ニ對シマシテハ相當安全ニ出來テ居ルト考
ヘテ居ル次第デアリマス

○委員長(男爵東郷安君) チヨット私カラ

今ノ御説明ニ關聯シテ伺ヒマスガ、斯ル御
調査ノ際ニ、現ニ仕事ヲシテ居ル會社ノ生
産ヲ如何ナル標準デオ取りニナルカ、即チ
弱體會社モアレバ、又頗ル成績ノ實質的ニ
良イ會社モアル、即チ生産費ヲ最低ニ取ル
力、若クハ最高ニ取ルカ、此御標準ハ何處
ニアルノデアリマスカ

既ニ製品が出来タカモ知レマセヌガ、先ヅ
段ミ新ラシイ企業ガ出来ルダケ、ソレダケ
生産費ガ低下シテ行ク譯デアリマスカラ、
假ニ生産費ノ最高最低ヲ見ル場合ニ於テ、
寧ロ最近ニ近イ所ヲ見テ行ク方ガ宜イノデ
ハナカラウカト思ハレルノデアリマスガ、
此點ニ付テハドウ云フオ考ヘデアリマスカ
○説明員(矢部規矩治君) 御説ノ如ク色ミ
方法ガアルノデアリマスガ、殊ニ只今御話
ノ「ベンベルグ」ノ如キハ新ラシイ方法ニ屬
シテ居ル、我國ニ於キマシテ最モ普通ニ行
ハレテ居ルノハ「ヴィスコース」法デアリマ

○**○ 説明員(矢部規矩治君)** 只今ノオ尋不ニ
對シマシテハ無論追從スルコトガ必要デゴザ
イマスガ、事業ヲ營ンデ參リマスニハ相
當安心ヲサセルト云フコトガ必要デアリマ
スノデ、頻繁ニ改正スルト云フコトハ餘リ
望マシクナイモノト考ヘテ居リマスルガ、
矢張リ時勢ニ應ジテ行クコトハ必要デアル
ト考ヘテ居リマス

ガ、之ヲ他ノ方面カラ見マスレバ、丁度現在ノ状況デ約百斤ニ付テ五十圓ダケ引下ゲテ尙ホ引合フヤウナ計算ニナッテ居ルモノト致シマスレバ、内地ノ人絹生産業者ト云フモノハ此關稅ニ依テ約百斤五十圓位ノ餘

計ナ、餘計ト云フコトハ言葉ガ悪イカモ知
レマセスガ、恩典ニ浴シテ居タヤウニ思ハ
レマス、從テ會社ノ利益ノ計算ニ於テモ相
當狀況ガ現ハレテ居ラナクチヤナラヌト里

ヒマスガ、其點ハ如何ニナッテ居リマスカ、一向不案内デアリマスカラ伺ツテ置キタイン、會社ノ現在ノ狀況カラ云ヘバ五十圓位餘計ナ利益ヲ得テ居ルノデアル、五十圓引下ゲテ尙ホ相當ナ利益ヲ得ルコトガ出來ルト云

フ計算デアリマスカラ、其利益ノ状態ガ會社ノ計算ノ上ニモ相當ニ親ハレナクチヤナラヌト思ヒマス、當局ノ御所見ヲ承テ置キタイト思ヒマス

○説明員(矢部規矩治君) 現在人絹會社ノ配當ハ八分、或ル會社ハ一割二分、七分五厘或ハ六分ト云フヤウナ狀態ニアリマスノデアリマスガ、此位ノ程度ノ引下ゲデゴザイマスルナラバ、大シタ影響ハナカラウト考ヘテ居リマス、ソレハ只今政務次官カラ御説明申上ゲマシタ通り、大正十五年ニ之ヲ制定イタシマシタ時分ニハ、四百六十圓ト云フ相場デゴザイマシテ、二割七分ニ當ッテ居リマシタ百五十圓ト云フモノハ……然ルニ現在ニ於キマシテハ非常ニ此技術ト云フモノガ進歩イタシマシテ、百四十七圓ト云フヤウナ輸入價格ニ減少イタシマシテ、其割合ガ八割五分ニモ當テ居ルト云フヤウナ高イ税率デアリマスカラシテ、ソレヲ四割減少イタシマシタ所ガ、大シタ影響ハナイモノト考ヘテ居リマス

○西野元君 少シ斯ウ議論ニ瓦ルカモ知レマセヌガ、若シ内地ノ人絹製造ノ實況ノ上カラ申シマシテ、關稅ヲ遞減スル餘地ガ十分デアルト云フ意味合デ、引下ゲルナラバ是ハ洵ニ日本ノ產業界ノ爲ニ非常ニ結構ナ

○委員長(東郷安君) 尚ほ伺ヒマスガ、化
學工業ノ性質トシテ日進月歩ノ……頗ル速
カナモノデアリマスルガ、例ヘバ人絹ニシ
テ申シマスレバ、今現ニ「ベンベルグ」ノ會
社ガ出來テ居ルト云フヤウナ譯デ、是等ハ
第四部第二六類 關稅定率法中改正法律

既ニ製品ガ出來タカモ知レマセヌガ、先ヅ
生産費ガ低下シテ行ク譯デアリマスカラ、
假ニ生産費ノ最高最低ヲ見ル場合ニ於テ、
寧ロ最近ニ近イ所ヲ見テ行ク方ガ宜イノデ
ハナカラウカト思ハレルノデアリマスガ、
此點ニ付テハドウ云フオ考ヘデアリマスカ
○説明員(矢部規矩治君) 御説ノ如ク色々
方法ガアルノデアリマスガ、殊ニ只今御話
ノ「ベンベルグ」ノ如キハ新ラシイ方法ニ屬
シテ居ル、我國ニ於キマシテ最モ普通ニ行
ハレテ居ルノハ「ヴィイスコース」法デアリマ
スカラシテ、此税率モ矢張リ「ヴィイスコース」
法ニ依テ計算ヲ致シテ居ルノデアリマシテ
「ベンベルグ」「アセテート」等ノ方法ニ依ル
モノハ其產出ガゴザイマス場合ニ考慮スル
積リテ、計算外ニ置イテ居リマス
○委員長(男爵東郷安君) 繰イテ伺ヒマス
ガ、然ラバ此種ノ企業ハ性質上生産費ノ算
出ヲ……日進月歩ノ化學工業デアリマスカ
ラ、當然ノ性質トシテ逐次年ヲ趁ウテ、新
ラシイモノガ出來ルニ從フテ其低イ生産費
ノ方ニ引カサレテ行ク、例ヘバ只今此關稅
ヲ算出ナサツタ平均生産費ニ對シテ、若シ今
後一年二年經過スルニ從フテ益、新规ナ方法
ガ案出サレ、生産費ガ著シク低下スレバ、

○説明員(矢部規矩治君) 只今ノオ尋不ニ
對シマシテハ無論追從スルコトガ必要デゴ
ザイマスガ、事業ヲ營ンデ參リマスニハ相
當安心ヲサセルト云フコトガ必要デアリマ
スノデ、頻繁ニ改正スルト云フコトハ餘リ
望マシクナイモノト考ヘテ居リマスルガ、
矢張リ時勢ニ應ジテ行クコトハ必要デアル
ト考ヘテ居リマス

○西野元君 只今内地ノ人絹ノ生産費等ノ
關係ハ矢部技師ノオ話デ諒解イタシマシタ
ガ、之ヲ他ノ方面カラ見マスレバ、丁度現
在ノ狀況デ約百斤ニ付テ五十圓ダケ引下ゲ
テ尙ホ引合フヤウナ計算ニナッテ居ルモノ
ト致シマスレバ、内地ノ人絹生産業者ト云
フモノハ此關稅ニ依テ約百斤五十圓位ノ餘
計ナ、餘計ト云フコトハ言葉ガ惡イカモ知
レマセスガ、恩典ニ浴シテ居タヤウニ思ハ
レマス、從テ會社ノ利益ノ計算ニ於テモ相
當狀況ガ現ハレテ居ラナクチヤナラヌト想
ヒマスガ、其點ハ如何ニナッテ居リマスカ、
一向不案内デアリマスカラ伺ッテ置キタイ、
會社ノ現在ノ狀況カラ云ヘバ五十圓位餘計
ナ利益ヲ得テ居ルノデアル、五十圓引下ダ
テ尙ホ相當ナ利益ヲ得ルコトガ出來ルト云

フ計算デアリマスカラ、其利益ノ状態ガ會社ノ計算ノ上ニモ相當ニ窺ハレナクチヤナラヌト思ヒマス、當局ノ御所見ヲ承テ置キタイト思ヒマス

明デチヨット考ヘラレマシタノハ、外國ノ安
イモノヲ輸入シテ、ソレニ加工シテ外國へ
賣出ス、今ノ假置場ノ設置ニ依ッテ、之ヲヤ
リマスノニ其恩典ヲ受ケルコトガ出來ナイ
モノニ對シテ、都合ガ悪イカラ、内地ノ稅
ダカ稅率變更ノ理由モ乏シヤウニ考ヘラ
レマスガ、若シ之ガ今ノ加工ノ上、再輸出
ヲスルモノ、關係ノ如何ニ拘ハラズ、内地
ノ生産ノ狀態ガ、關稅ヲ遞減スルニ達シタ
ト云フコトナラバ、非常ニ結構ナコトデア
ルト思フノデアリマス、今回御改正ノ理由
ガ何處ニアリマスカ、先刻承リマシタ所デ
ハ假置場ノ關係ガ主ノヤウニ伺ハレルノデ
アリマスガ、ソレナラバ少シ筋違ヒノ議論
デハナイカト云フヤウナ氣ガ致シマスノ
デ、其點ヲ少シ伺ッタノデアリマス

スルカラシテ、ソレヲ減ジマシタ所ガ、大シ
タ影響ハナカラウト思ヒマス、即チ四割ヲ
減ジテ六割程度ノ所マデニ致シマスレバ、今
度ハ其範圍ニ於テ値段ヲ吊上ゲルト云フコ
トニナルノデアリマスカラ、大シタ影響ハ
ナカラウト思フノデス、一方保稅工場ト、
保稅工場ヲ使ハナイモノトノ間ニ於ケル減
少ノ差ト云フモノガ相當ゴザイマス、保稅
工場デ仕事ヲ致シマスレバ、安イ絲ヲ外國
カラ持ッテ來テ織物ヲ織ッテ出ス、ソレカラ
保稅工場ヲ使フコトノ出來ナイモノガ、内
地ノ百二十五圓ノ率ノ下ニアル所ノ絲ヲ使
フト云フコトニナル、デ保稅工場ノ内外ニ
於キマシテ絲ノ相場ニ相當ノ差ガアル、即
チソレカラ出來マシタ織物ト云フモノハ、
相當ノ差ガアル、デ外國ヘ參リマスレバ、
保稅工場ノ中デ作ツタ物ガ、内地ノ絲ヲ原料
トシタモノニ、壓迫ヲ加ヘルト云フコトニ
ナリマスノデ、此百二十五圓ト云フモノヲ
引下ゲマスレバ、相互ノ間ノ壓迫ト云フモ
ノガ相當緩和サレルモノト考ヘテ居リマス
○西野元君 今討論ヲスル譯デハアリマセ
ヌガ、只今ノ議論カラ申シマスルナラバ、
サナ輸出業者ニ對シテハ、若シ内地ノ生産
ノ狀態ガ只今はダケヲ輕減シテ足リル状態

デアルナラバ、生産業者ガ輸出ノ目的ニ使
フモノニ對シテ、今ノオ話ノ通リ價格ヲ相
當低下シテデス、ソレダケ輕クナルカラ今
マデヨリハヨリ多ク生産セラレマシ、ソ
レダケ安ク出來レバ經濟上ノ自然ノ原理ト
シテデス、ソレダケ安ク賣ラレテ自然ノ競
争ニ堪ヘ得ルト云フ狀況ガアリ得ル譯デア
ル、從テ例ヘバ内地ニ於ケルモノハ比較
的高ク賣リ、其餘裕ヲ以テ外國ヘ出ル物ハ
安ク賣ルト云フコトハ、經濟上當然行ハレ
ル筈ト思ヒマスカラ、從テ私ハ根本ノ問題
ハ内地ノ生産ノ狀態ガ、稅ヲ輕減シテヤッテ
行ケルヤウニナツタナラバ、保稅倉庫ノ關係
ナシニモ、是ハ引下グベキ筈デアル、保稅
倉庫ノ關係ガアルカラ引下ルト云フコト
ハチヨット理由ガ乏シイヤウニ考ヘタノデア
リマス、是ハ議論ニナリマスカラ、是以上
別ニ御説明ハ煩ハシマセヌ

ノ衆議院ニ於ケル附帶決議デアリマス、確
委員會ノ希望トシテ決議セラレタニ止マッ
テ居ルノデアリマス、決議ノ内容ヲオ詰イ
タシマス、人絹ノ方ニ付キマシテハ斯ウ云
フコトガ決議セラレタノデアリマス「近年
我力國人造絹織物輸出額ノ激増ニ鑑ミ我力
人絹製造工場ヲ獎勵助長シテ益々海外貿易
ノ發達ヲ圖ルハ兩者共存ノ所以ナリト認ム
然ルニ一部織物業者ニ保稅工場ヲ特許シ内
地製人絹ヲ原料トスル多數織物業者ト海外
市場ニ競争セシムルハ内地人絹製造業者及
前記多數織物業者ノ存立ヲ危クスルモノナ
リ故ニ政府ハ將來人絹織物業ニ對スル保稅
工場ノ新設又ハ擴張ノ特許ヲ與ヘサルハ勿
論之力取締ヲ嚴重ニシ以テ人絹製造ノ發達
ト人絹織物輸出貿易ノ増進ト相互扞格ナキ
ヲ期スヘシ」人絹ニ關スル附帶決議ハソレ
ダケデアリマス、外ゾ木材ノ方ニ付キマシ
テモ附帶決議ガアリマスケレドモ、御質問
ハ人絹ノ方ダケト考ヘテソレダケ申上がテ
置キマス

レガ又衆議院ノ委員會ニモ反映シテ居ルト
考ヘルノデアリマス、デ其保稅工場ヲ新設
擴張スルニハドウ云フ態度ヲ以テ臨ムベキ
カト云フコトハ、丁度只今私ノ申シマシタ
ヤウナ態度デ臨ミタイト云フ考デ居ル譯デ
アリマス、ソレハ大體ノ筋道デアリマス、
尙ホ何カ具體的ニ細カイコトニ付テ御質問
ガアリマスレバ御答イタシマス、大體サウ
云フ筋道デアリマス

○室田義文君 内地デ生産デナイ、内地デ
加工シテ輸出スルモノト、ソレカラ外國カラ
ラ來テ保稅工場カラ輸入シタモノニ加工シ
テ出テ行クト云フヤウナ、保稅工場デ積戻
ヲスルマデハ預り物ニナッテ居ル、其高イト
云フモノハ近來ドノ位ニナッテ居リマスカ、
内地ノ生産ソレハ急ニ御面倒ナモノデアル
ナラ宜イガ、凡ソ御調ガ付イテ居ルナラバ
参考ノ爲ニ伺ヒタイ、内地產ノ……若シ何
ナラ今是非同ハナケレバナラヌト云フノデ
ナイ、今日決議ニナル譯デモアリマスマイ
カラ、明朝デモ宜シイカラ、凡ソノ調査デ
宜シイカラ……

○政府委員(小川郷太郎君) 人絹織物ノ輸
出額ハ、昭和五年ニ於キマシテ三千四百九
十三万四千九百二十九圓、先づ大體三千五
百万圓ニナッテ居リマス、ソレカラ保稅工場
デ積戻シヲシタモノガ百四十九万六千八百
五一圓、先づ約百五十万程デアリマス
モリマセヌノデアリマス、大分茲デ當業者ガ
居リマセヌノデアリマスカト今日ハ此程
度デ御止メ下サッテ、幾ラモ來テ居リマスカ
ラ、私バカリデナイ、外ノ御方モサウグラ
ウト思フ、聽イテ見レバ、幾ラカ御尋ネノ
参考ニナラウト思ヒマス

○委員長(男爵東郷安君) 速記ヲ止メテ
〔速記中止〕

○西野元君 木材ノ關稅改正ニ付テ先刻御
話ガアッタノデアリマスガ、大分是ハ專門的
ニ複雜イタシテ居リマスノデ、私共頭ニ直
覺的ニ入リマセヌガ、此改正ニ依ツテドウ云
フ方面カラ、ドウ云フヤウナモノガ入ッテド
ウ云フ風ニナルカト云フコトガ、經濟的ニ
何カ商賣的ニ御話ヲ承ルコトガ出來マスレ
バ大變仕合ト思テ居リマス

○政府委員(平熊友明君) 小川政務次官力
ラ先程理由ヲ説明申上ゲマシタコトト重複
スルカモ知レマセヌデスガ、其點ハ御了承
ヲ願ヒマス、此木材ノ關稅ノ已ノ四デアリ
マスガ、此己ノ四ハ主トシテ沿海州カラ入ッ

テ來ルモノト、一部亞米利加カラ入ッテ來ル
モノトアリマス、ソレガ數量ノ上カラ申シ
マスト云フト二百三十二万石バカリ入ッテ
ハソレヨリ少カッタノデアリマス、殖エタ率
ガ露領カラ入ッテ來マス、即チ沿海州カラ參
リマスモノハ二割六分八厘バカリ殖エテ居
リマス、ソレカラ亞米利加ノ已ノ四ニ屬ス
ルモノデ、亞米利加カラ入ッテ來ルモノガ十
二割八分バカリ殖エテ居ルノデアリマス、
ソレカラ現在此己ノ四ヲ除キマシタ木材デ
己ノ四ニ材質用途ガ大體ニ於テ似通ツテ居
ルモノハ已ノ三デアリマス、米杉、米梅デ
アリマス、就中米梅ガ餘程能ク似居ルノ
デアリマス、此米梅ノ如キハ四年度ト五年
度ノ輸入量ヲ比較イタシマスト云フト四割
二分モ減ツテ居ルノデアリマス、米杉ニ至リ
マシテハ、四割七分モ減ツテ居ルノデアリマ
ス、其外此己ノ四ニ屬スルモノ以外ノモノ
ハ大體ニ於テ二割七分五厘カラ、今申上ゲ
マシタ四割七分位マデ五年ハ四年ニ比較シ
テ輸入ガ減ツテ居ルノデアリマス、單リ先程
ノデアリマス、今日ニ於キマシテハ其理由
ガ全然消滅シテ居ルノデアリマス、消滅シ
テ居リマスルカラ若クハ其當時即チ昭和四
年三月關稅全部ノ木材ニ瓦ツテ改正スル場

昭和六年四月四日印刷

昭和六年四月六日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局